

第7次地方分権一括法案

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【10法律を一括改正】

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(4法律)

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（児童福祉法）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(6法律)

- ・ 地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し（地方自治法）
- ・ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等（農業災害補償法）
- ・ 都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し（森林法）
- ・ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し（国土利用計画法）
- ・ 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
- ・ 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等（公営住宅法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲（4法律）

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法〕

- ①幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲
- ②認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲

〔児童福祉法〕

- ③指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

- ④指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（6法律）

〔地方自治法〕

- ①地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し

〔農業災害補償法〕

- ②農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和
- ③農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直し

〔森林法〕

- ④都道府県による地域森林計画における森林施業の合理化に関する事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し

〔国土利用計画法〕

- ⑤都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

- ⑥特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加

〔公営住宅法〕

- ⑦公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和
- ⑧公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和
- ⑨公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲

① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	→

② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市※へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等の権限を、認定等の権限を有する市※へ移譲することにより、認定こども園の運営状況を一体的に把握した上で効果的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済み
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は①により指定都市に移譲予定

③ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲(児童福祉法)

指定に係る事業所が一の中核市に所在する指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を、中核市へ移譲することにより、これら事業者に対する中核市による一体的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H31.4.1)

権限	都道府県	中核市
指定、立入検査等	○	→ ※
業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等	○	→

※「指定、立入検査等」は政令改正により移譲予定。

④指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

指定に係る事業所等が一の中核市に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を、中核市へ移譲することにより、これら事業者等に対する中核市による一体的な指導・監督の実施に資する。

権限	都道府県	中核市
指定、立入検査等		○
業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等	○ →	→

（施行日：H31.4.1）

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

①地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し(地方自治法)

給与その他の給付に関する処分等についての審査請求について、審査請求が不適法であり却下する場合には、裁決に当たっての議会への諮問手続を廃止し、事後報告とすることにより、地方公共団体の事務処理の効率化や審査請求を行う住民等の早期の権利確定に資する。

（施行日：H30.4.1）

審査請求が不適法な場合であり、却下する場合でも議会への諮問が必要



審査請求が不適法な場合で、却下する場合には、議会への諮問手続を廃止し、事後報告とする

②農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和(農業災害補償法)

市町村等が行う家畜共済事業について、対象となる畜産農家の状況を踏まえて、一部又は全部の種類の家畜を対象から除外することを可能とすることにより、市町村等の事務負担の軽減に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

家畜共済事業は必須事業として実施の義務付け



一部又は全部の家畜の種類について家畜共済事業の対象から除外することが可能に

③農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直し (農業災害補償法)

都道府県農業共済保険審査会※について、農業共済組合連合会がない都道府県においては、設置しないことを可能とすることにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。

※以下を行う機関として、各都道府県に設置が義務付けられている。

- ①農業共済組合連合会と当該連合会の組合員たる組合や市町村との間の保険に関する争いについての不服審査
- ②都道府県知事の諮問に応じた農業災害の発生、予防及び防止に関する事項等の調査審議

(施行日:公布の日)

都道府県農業共済保険審査会の
都道府県への設置の義務付け



農業共済組合連合会がない場合
都道府県農業共済保険審査会を設置しないことを可能に

④都道府県による地域森林計画における森林施業の合理化に関する事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し(森林法)

都道府県が定める地域森林計画のうち、森林施業の合理化に関する事項※の変更等の際の農林水産大臣への協議を届出とすることにより、都道府県による地域森林計画の迅速な変更等や都道府県の事務負担の軽減に資する。

※委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項。

(施行日:公布の日から3月を経過した日)

都道府県から国への協議が必要



届出に見直し

⑤都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し(国土利用計画法)

土地利用基本計画の策定・変更の際の国土交通大臣への協議を意見聴取とすることにより、都道府県による土地利用基本計画の迅速な策定・変更や都道府県の事務負担の軽減に資する。

都道府県から国への協議が必要



意見聴取に見直し

(施行日:公布の日)

⑥特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

特別支援学校への就学のための経費支弁※に係る事務処理について、マイナンバー制度による情報連携の項目に生活保護関係情報を追加することにより、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※教科用図書の購入費、学校給食費等の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁。

(施行日:公布の日)

マイナンバー制度による情報連携の範囲

住民票関係情報	○	○
地方税関係情報	○	○
生活保護関係情報	×	○

⑦公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和(公営住宅法)

公営住宅を集約化する場合における近接地への建替えを公営住宅建替事業に追加することにより、地域の住宅事情を踏まえたより適切な公営住宅の整備等に資する。

(移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことを配慮義務化する。)

(施行日:公布の日から3月を経過した日)

公営住宅建替事業は
現地での建替えに限定されている



公営住宅を集約化する場合、
一定の条件のもと、**近接地への建替えも対象に**

⑧公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和(公営住宅法)

公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることを可能にすることにより、家賃負担額の増加が回避され、入居者の保護に資する。

(施行日:公布の日から3月を経過した日)

入居者の毎年度の収入申告をもとに家賃を決定し、
収入申告がない場合は、近傍家賃をもとに家賃を決定



認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、**事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能に**

⑨公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする（公営住宅法）

公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、政令で定める基準に従い、地方公共団体が条例で定めることを可能とすることにより、地域の住宅事情を踏まえた、より適切な公営住宅の管理運営に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

高額所得者の収入基準は、
政令で全国一律に規定



政令で定める基準に従い、条例で設定可能

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23. 4成立。42法律を改正）
 - 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23. 8成立。188法律を改正）
 - 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25. 6成立。74法律を改正）
 - 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26. 5成立。63法律を改正）
 - 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
- ・第5次地方分権一括法（H27. 6成立。19法律を改正）
 - 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第6次地方分権一括法（H28. 5成立。15法律を改正）
 - 国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し